



## 年金

### 年金記録相談の 特別強化体制

社会保険事務所では、被保険者などの皆さんの年金記録に対する不安や疑問に積極的に答えるため、12月末までの間、年金記録相談の特別強化体制をとっています。

また、年金相談の一環として年金記録に関するご相談にも対応していますが、本人から申立てのあった期間と年金記録が一致しないなど、調査が必要な場合には、専用の年金記録相談窓口を設置し対応を行っています。

社会保険事務所への来訪による相談の際には、年金手帳（複数所持している場合はすべて）、**「照会申出書」**（手元に準備できる場合）、年金加入記録が違っていると思われる期間の状況が分かる資料をご持参ください。年金手帳が見つからない場合には、本人であることを確認できるもの（運転免許証、保険証など）のほか、社会保険事務所や社会保

険業務センターから最近お送りした書類があれば一緒にお待ちしております。

各社会保険事務所での受付時間は、8時30分から17時15分までです。

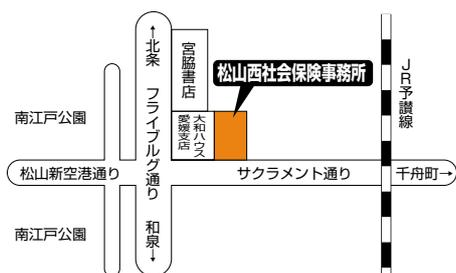
また、毎月第2土曜日も開庁して年金相談に応じていますので、ご利用ください。

※「照会申出書」は、ねんきんダイヤル（0570-051165）にお申込みいただくか、松前町ホームページから社会保険庁のホームページへ移動して利用できます。

### 問い合わせ

松山西社会保険事務所

☎ 925-5105



## 税

### 年末調整は 重要な手続きです

#### 年末調整とは？

年末調整とは、その年最後の給料やボーナスが支払われるときに、それまでに給与などから源泉徴収された所得税の合計額と、その年中の給与の支給総額について納付すべき税額（年税額）とを比較して過不足額の精算を行うことをいいます。

この年末調整は、勤務先で給与所得者に行われます。給与所得以外に他に所得のない大部分の給与所得者にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続きです。

#### 年末調整の対象となる方

年末調整は、原則として勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している方で主に次に該当する方が対象となります。

- ・ 1年を通じて勤務している方

- ・ 年の途中で就職し、年末まで勤務している方
- ・ 年の途中で死亡により退職した方

#### 年末調整の対象とならない方

- ・ 年末調整は、主に次に該当する方は対象なりません。
- ・ 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ・ 2か所以上から給与を受けている方で、他の勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している方

このような方は、自分で確定申告をして税額を精算することになります。

#### 年末調整に必要なもの

年末調整で各種の控除額の精算を行うには、次の各種申告書などを勤務先に提出する必要があります。

- ・ 給与所得者の扶養控除等申告書

この申告書は、扶養親族

などがない場合にも提出してください。

- ・ 給与所得者の配偶者特別控除申告書

この申告書は、本人が生計を一にする配偶者（所得金額が一定の範囲の配偶者に限りません）を有する場合に提出してください。

- ・ 給与所得者の保険料控除申告書

この申告書は、国民健康保険や国民年金の保険料などの社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、損害保険料を本人が支払った場合に提出してください。

- ・ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

この申告書は税務署長が発行した「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」などを添付して提出してください。

### 問い合わせ

松山税務署

☎ 941-9121

役場税務課町民税係

☎ 985-4110